

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 25 日

ご利用の皆様

御前崎市社会教育課

社会教育施設利用料金改定及び減免対象団体見直しのお知らせ

日頃より社会教育関連施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

公共施設利用に関する税負担の公平性を確保するために、適正な受益者負担になるよう見直しを図り、公共施設の適正な維持管理を進めるため、社会教育施設利用料を改定します。

また、利用料改定に伴い減免であった団体の取扱いについても見直します。

利用者の皆様には、ご負担をお掛けしますがご理解、ご協力をよろしくお願いします。

記

1 利用料改定対象施設

- ・御前崎市民プール「ぷるる」
- ・御前崎市 B&G 海洋センター（屋内プール、体育館、第二体育館 等）
- ・御前崎市浜岡総合運動場（野球場、陸上競技場、多目的広場、テニスコート 等）
- ・御前崎市御前崎運動場（野球場、運動場、テニスコート 等）
- ・御前崎市民会館（舞台、ホール、ホワイエ 等）
- ・丸尾記念館（和室）

2 減免対象団体の見直し ※裏面をご覧ください。

3 実施日 令和 6 年 4 月 1 日利用分より

※改定後の料金等の詳細については、御前崎市ホームページをご覧ください。



問合せ先
御前崎市社会教育課
TEL 0537-29-8735

社会教育施設使用料の減免について

◎社会教育施設使用料の改定に伴う減免対象団体の見直し

公共施設の利用について、公平性を保つため、適正な受益者負担になるよう見直しを図り、公共施設の適正な維持管理を進めるため、社会教育施設使用料を改定します。

それに伴い、減免対象であった団体の取扱いについても見直します。今まで免除となっていた団体も通常料金の50%相当額の使用料をご負担いただきます。

◎施行期日

使用料及び減免規程の改定：令和6年4月1日～

◎使用料の減免対象

下記の団体が使用する場合は、条例等で定める料金表の減免団体に該当するため、下記の表のとおり、使用料を減額または免除します。

【免除・減額団体等】

No.	利用団体の区分	取扱い
1	国、県	1/2 減額
2	御前崎市、教育委員会、市内の高等学校、市内の中学校（学校組合含）、小学校、幼稚園、保育園、認定子ども園（校長、園長の申請による場合のみ対象）	免除
3	地区センター	免除
4	町内会	免除
5	社会福祉協議会	免除
6	御前崎市スポーツ協会（各専門部及びスポーツ少年団）	1/2 減額
7	御前崎市文化協会（各専門部）	1/2 減額
8	社会教育関係支援団体（社会教育学級・家庭教育学級・ボーイスカウト・ガールスカウト）	1/2 減額
9	その他教育委員会の関連団体（伝統文化親子教室）	1/2 減額
10	社会教育施設指定管理者	免除